

平成26年度補正

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業)
B類型

公募説明会
平成27年3月

補助金の交付申請を検討される皆様へ

当法人が取り扱う補助金は…

国庫補助金等の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められている。



補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処する。

重要事項を十分ご認識された上で
補助金の申請を行ってください。

※重要事項は次項にて説明

補助金の交付申請を検討される皆様へ

重要事項

- 当法人に提出する書類は如何なる理由があっても、その内容に**虚偽の記述を行わない**。
- 偽りその他の不正な手段により、**補助金を不正に受給した疑い**がある場合は、必要に応じて**現地調査等を実施し**事実関係を把握すると共に、不正が認められる場合は一定の措置を講じる。
- 補助金に係る不正行為に対しては『補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条』において、**刑事罰等を科す**旨規定されている。

もくじ

1.補助金の交付申請を検討される皆様へ	……P.2
2.エネルギー使用合理化等事業者支援補助金との相違点	……P.5
3.補助事業の流れ	……P.8
4.本年度のスケジュール	……P.10
5.本事業について	……P.11
6.補助対象事業の体系	……P.23
7.省エネ効果・ピーク対策効果	……P.31
8.区分Ⅰ.省エネ設備・システム導入支援(既設置き換え)	……P.32
9.区分Ⅱ.電気需要平準化対策設備・システム導入支援	……P.35
10.区分Ⅲ.エネマネ事業者を活用する場合	……P.39
11.事業の実施	……P.47
12.補足資料	……P.60
13.地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金事業比較	……P.61

H26年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金との相違点

➤ 補助金名・事業名

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金

本補助金には以下の2事業が含まれる

①最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(A類型)

②地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業(B類型)

①と②の主な相違点

◆補助対象経費 ◆省エネに関する要件 ◆申請可能期間 等

※A類型・B類型の比較表は本資料のP.66に掲載

H26年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金との相違点

➤ 補助率

中小企業、エネルギー多消費企業、
FIT減免認定を受けた事業所は

補助対象経費

1/2
以内

その他の事業者は

1/3
以内

エネマネ事業者を活用する場合で

中小企業、エネルギー多消費企業、
FIT減免認定を受けた事業所は

2/3
以内

その他の事業者は

1/2
以内

H26年度エネルギー使用合理化等事業者支援補助金との相違点

➤ 中小企業の定義（中小企業基本法に準ずる）

個人事業主、小規模事業者を含む

※中小企業の定義については、公募要領のP.37を参照

➤ 年度またぎ事業、複数年度事業カテゴリの廃止

単年度事業のみ対象（単年度で完了しない事業は対象外）

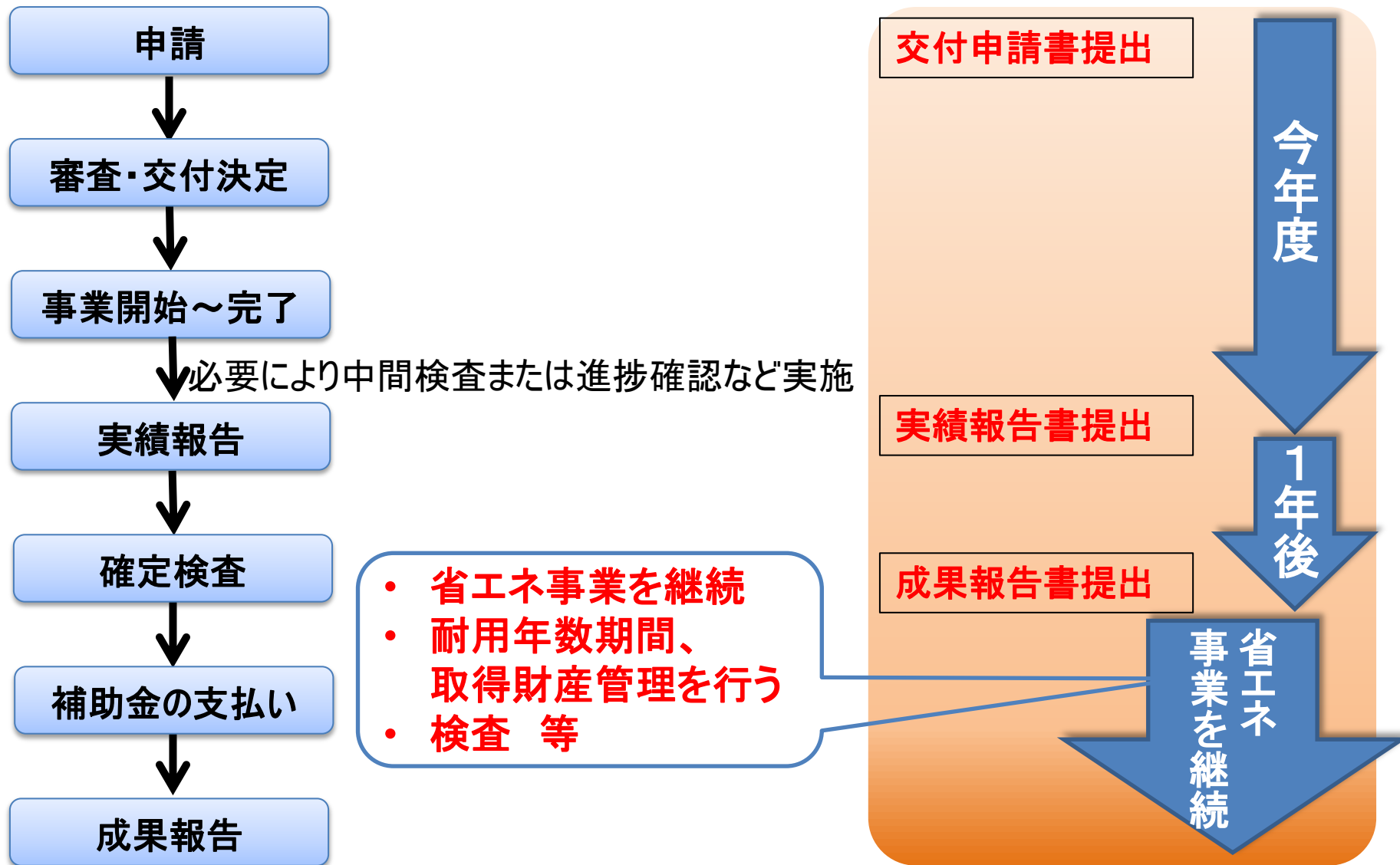
➤ 申請における留意点

同一事業所においてA類型とB類型の両事業への申請は不可

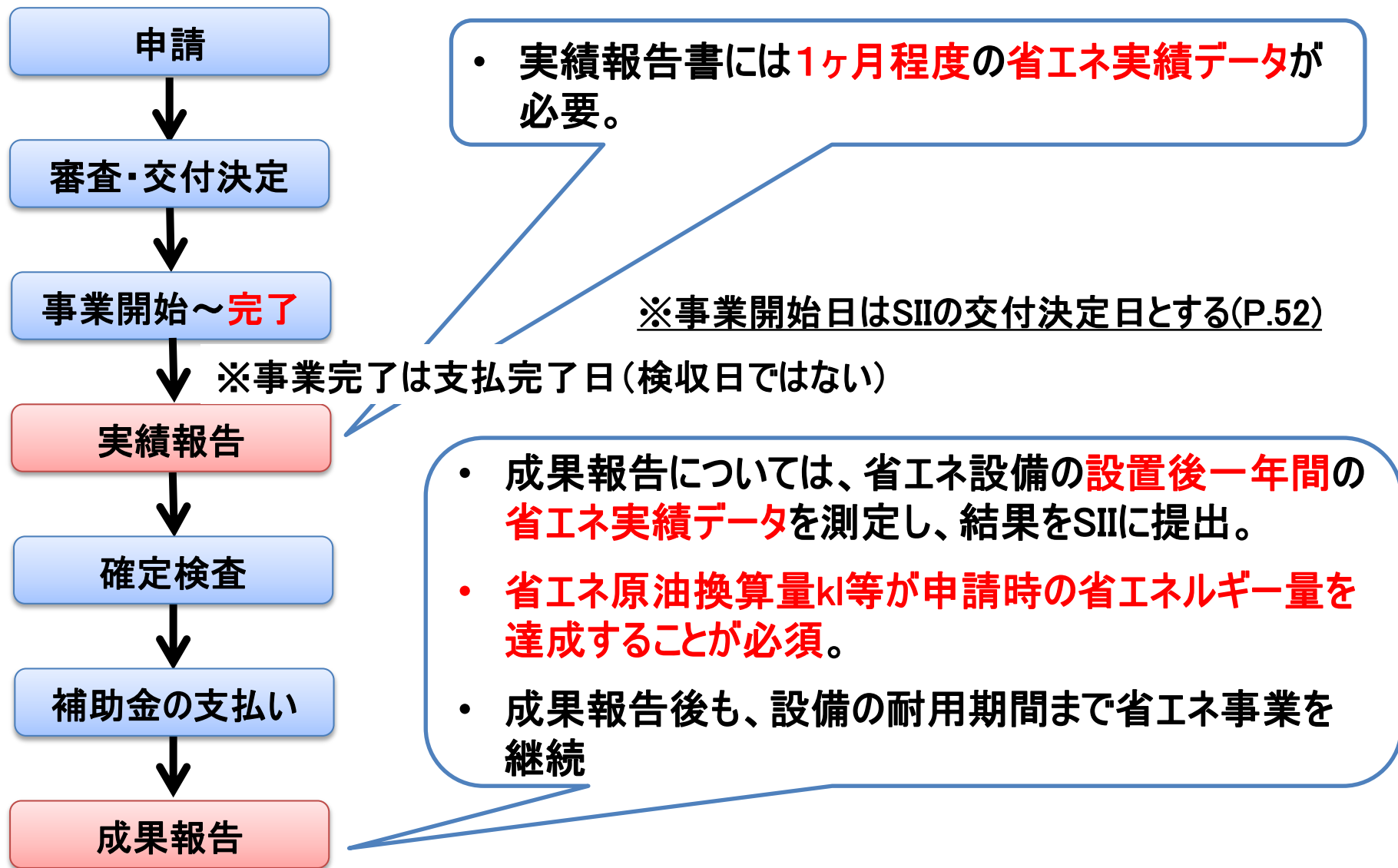
『エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）』との併用は不可

導入しようとする設備について、『生産性向上設備投資促進税制』を利用する場合は、本補助金の交付を受けることはできない。

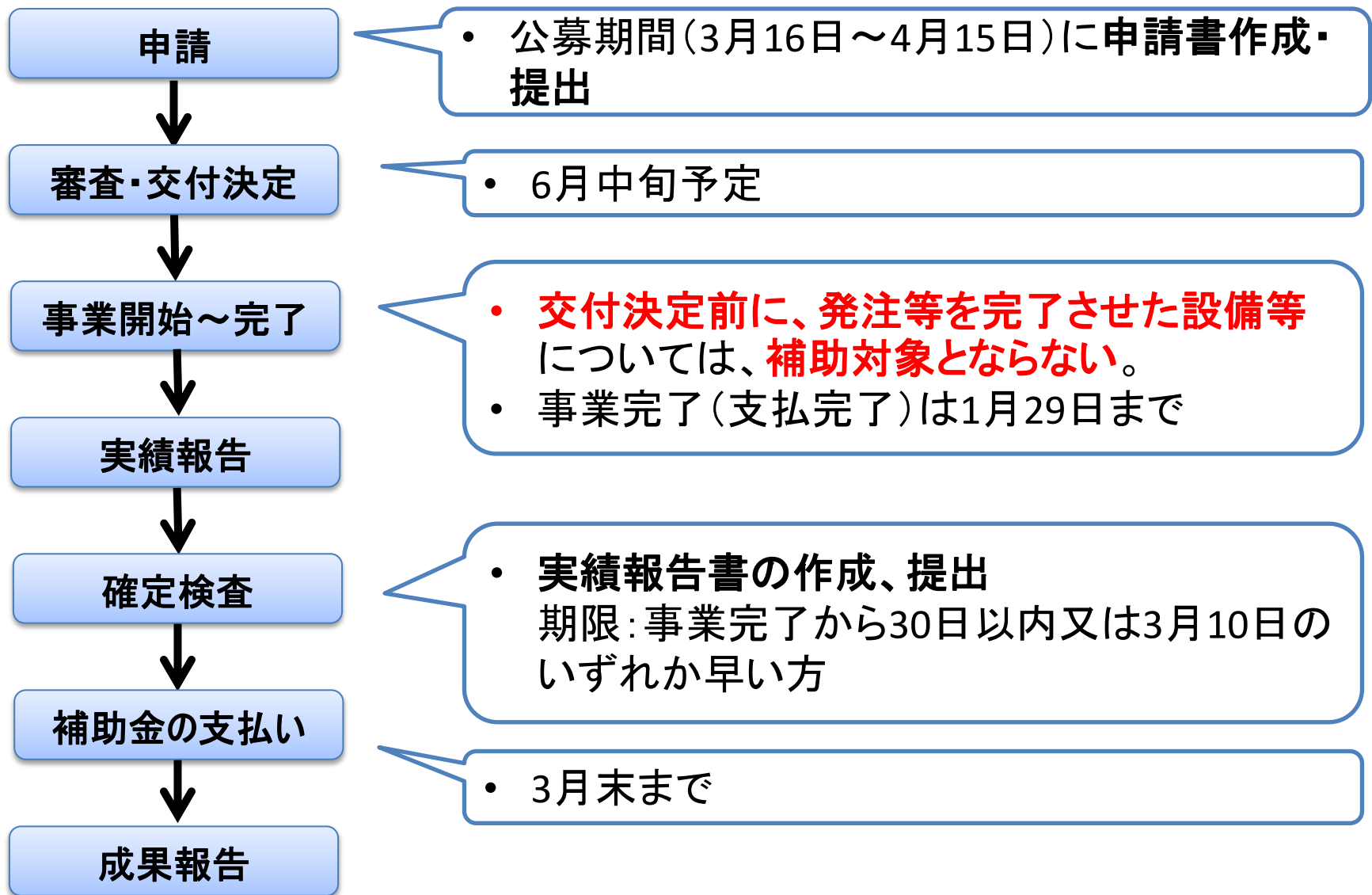
補助事業の流れ



補助事業の流れ



本年度のスケジュール



本事業について

➤ 公募期間

平成27年3月16日(月)～平成27年4月15日(水) 17:00必着

- 交付申請書は、郵送・宅配等**配送状況が確認できる手段で送付**すること。
- 持ち込みは受け付けません。
- 郵送(配送)時は、必ず
『平成26年度 地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業(B類型)交付申請書
在中』
と記入のこと。

提出先・問合せ先:

〒1104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 審査第一グループ

[TEL:03-5565-4950](tel:03-5565-4950) (平日10:00～12:00 13:00～17:00)

本事業について

➤ 本事業の目的

事業者が計画した省エネルギーへの取組みのうち、

『技術の先端性』

『省エネルギー効果』及び『ピーク対策効果』

『費用対効果』

を踏まえて政策的意義の高いものと認められる設備導入費について支援することを目的としている。

➤ 公募予算額

補助金予算：最大125億円程度

本事業について

➤ 補助対象事業者

事業活動を営んでいる法人及び個人事業主。

※個人事業主は、青色申告者であり、税務代理権限証書の写しもしくは**税理士・会計士**等による申告内容が事実と相違無いことの証明（任意様式）を提出のこと。

本事業について

➤ 申請単位

申請単位は、当該事業を実施しようとするエネルギー管理を一体で行う工場・事業場等とする。

単独実施

エネルギーを使用し事業を行っているものであって、その使用量を削減する為の設備を設置・所有しようとする事業者を申請者とする。

共同実施

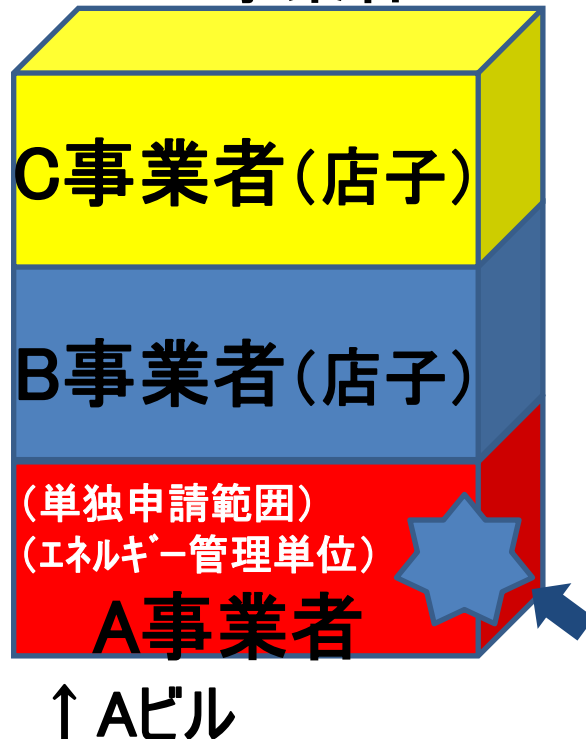
申請対象の設備等を設置する工場・事業場等の所有者と当該設備等の所有者又はエネルギー使用者が異なる場合等、複数の者が共同して事業を実施する場合、関係事業者全員を申請者とする。

本事業について

➤ 申請単位

単独実施-例1

ビルオーナーは
A事業者



A事業者が、Aビルで省エネ設備を
設置する場合。 **A事業者の単独申請**

設備設置場所	エネルギー使用者	設備所有者	申請者
Aビル	A事業者	A事業者	A事業者
Aビル	B事業者	B事業者	B事業者(Aの設備設置承諾書)

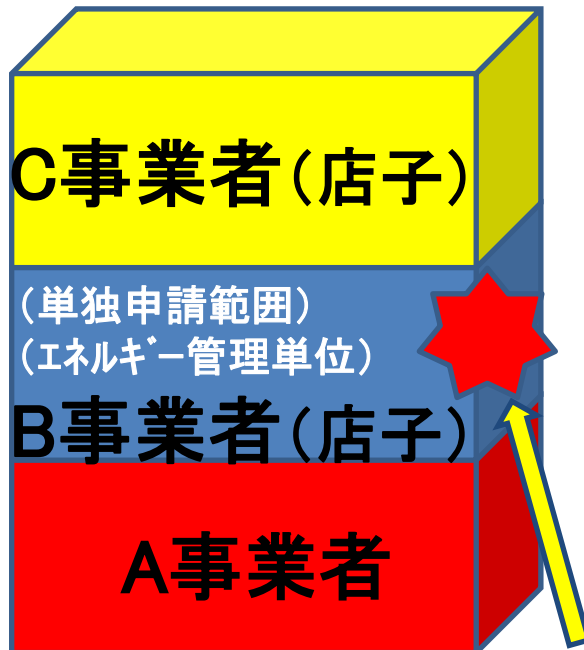
省エネ設備

本事業について

➤ 申請単位

単独実施-例2

ビルオーナーは
A事業者



省エネ設備

B事業者(店子)が、Aビルの賃貸部分に省エネ設備を設置し省エネ事業を行う場合。
B事業者の単独申請(Aの設備設置承諾書)

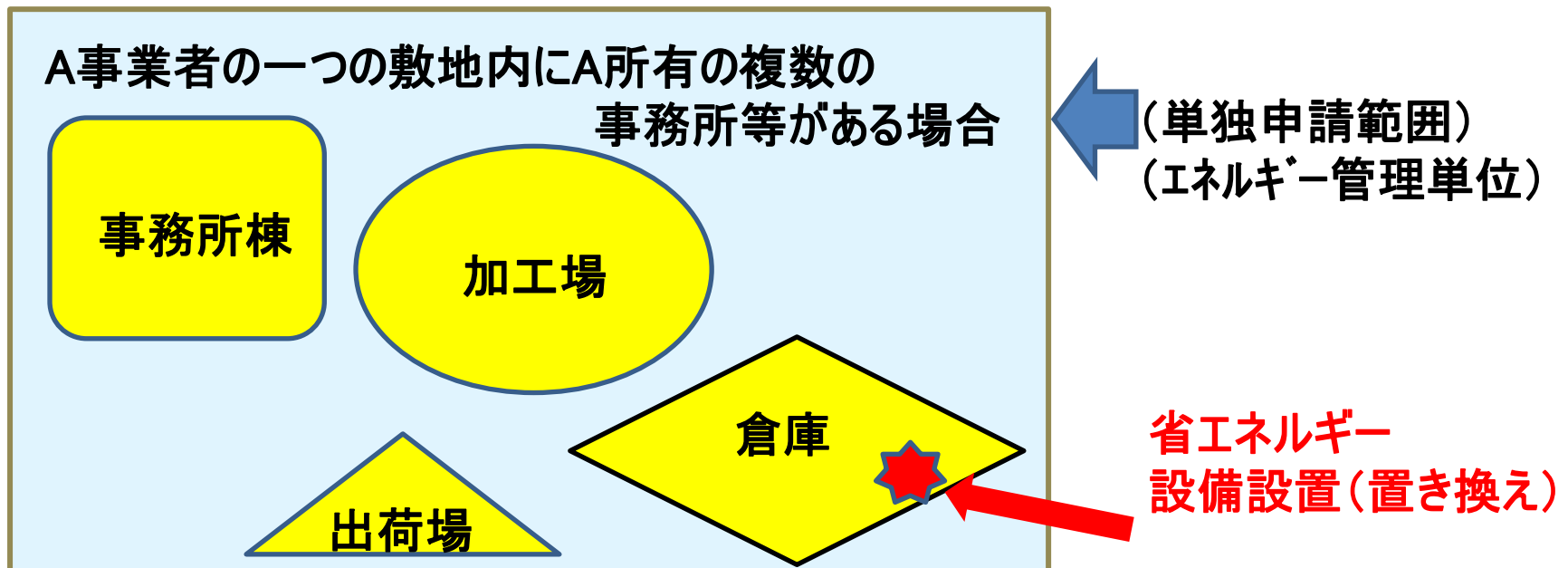
設備設置場所	エネルギー使用者	設備所有者	申請者
Aビル	A事業者	A事業者	A事業者
Aビル	B事業者	B事業者	B事業者(Aの設備設置承諾書)

本事業について

➤ 申請単位

単独実施-例3

A事業者の敷地に複数の事務所等があり、A事業者が既存設備を置き換えて省エネを図る場合は、A事業者の単独申請となる。

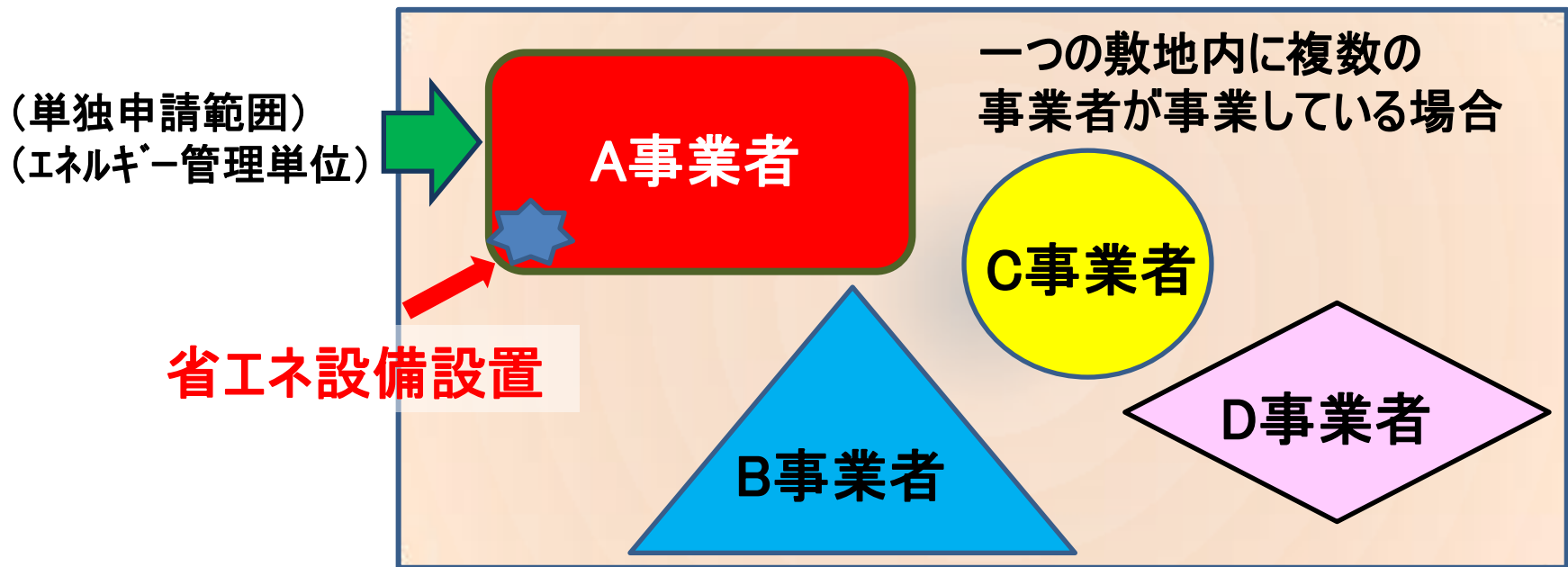


本事業について

➤ 申請単位

単独実施-例4

1つの敷地に複数の事業者がいて、A事業者が既存設備を置き換えて省エネを図る場合は、A事業者の単独申請となる。

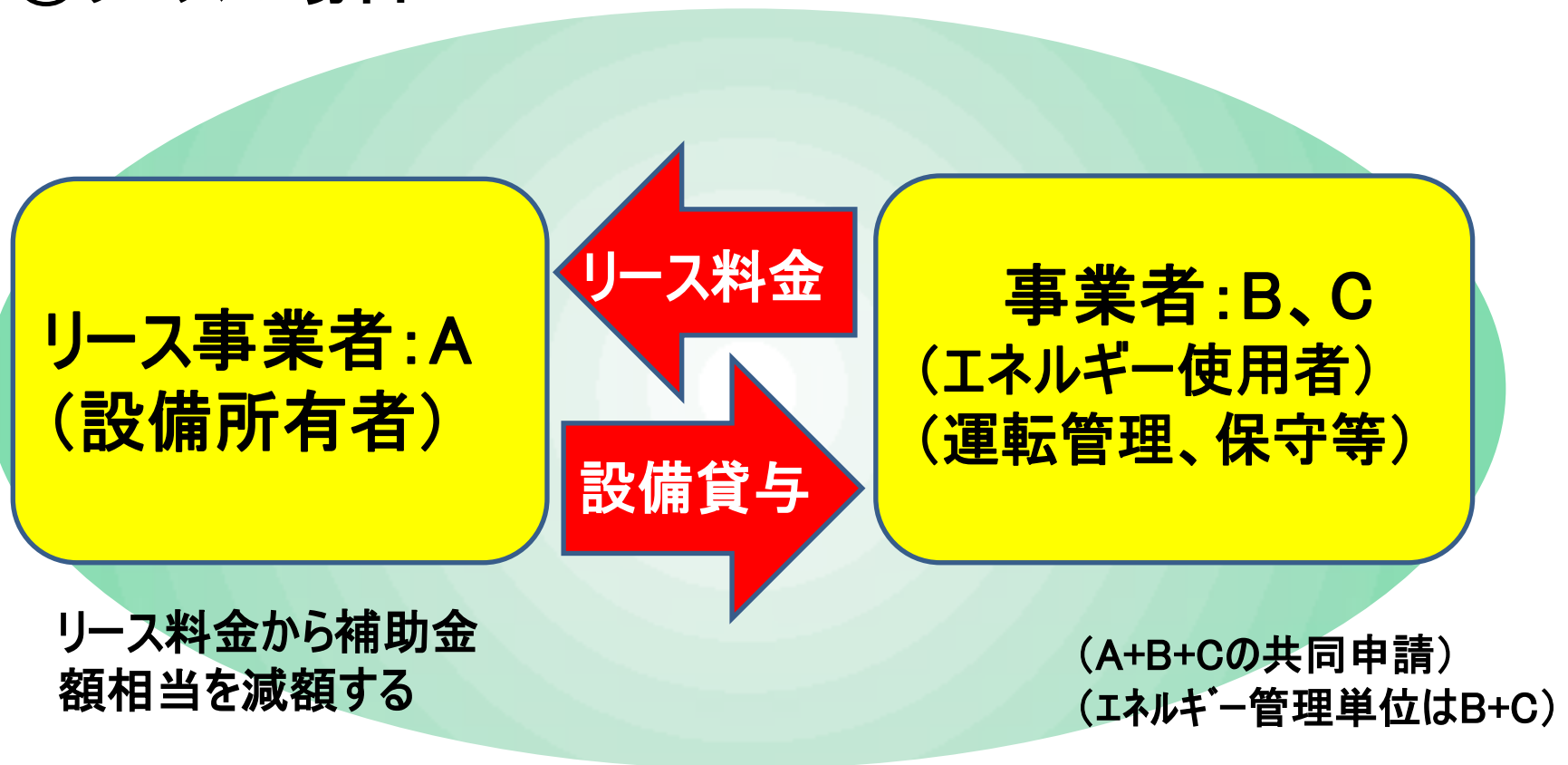


本事業について

➤ 申請単位

共同実施-例1

①リースの場合



本事業について

➤ 申請単位

共同実施-例2

②ESCOの場合

シェアード・セービング契約

ESCO事業者:A

(設備所有者)
(省エネ保証)
(設計・施工)
(保守等)

サービス料から補助金
額相当を減額する

サービス料

省エネ保証

事業者:B、C

(エネルギー使用者)
(敷地)
(運転)

(A+B+Cの共同申請)
(エネルギー管理単位はB+C)

本事業について

➤ 申請単位

共同実施-例3

当該設備等の設置により発生する余剰エネルギーを**特定**の他事業者へ供給する場合において複数の者が共同して事業を実施する事業

- ・A、Bそれぞれで省エネ事業を行う場合（A+Bの共同申請）
- ・Aから余剰エネルギーを受けるのみで、Bのみが省エネ事業を行う場合（A+Bの共同申請で、申請単位（エネルギー管理単位）はBのみでよい。）



本事業について

➤ 補助金限度額

上限：1事業あたりの補助金 50億円

下限：1事業あたりの補助金 100万円

（補助金100万円未満は対象外）

- 応募状況により、公募予算額を超える場合等には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合があることを、あらかじめ了承のこと。

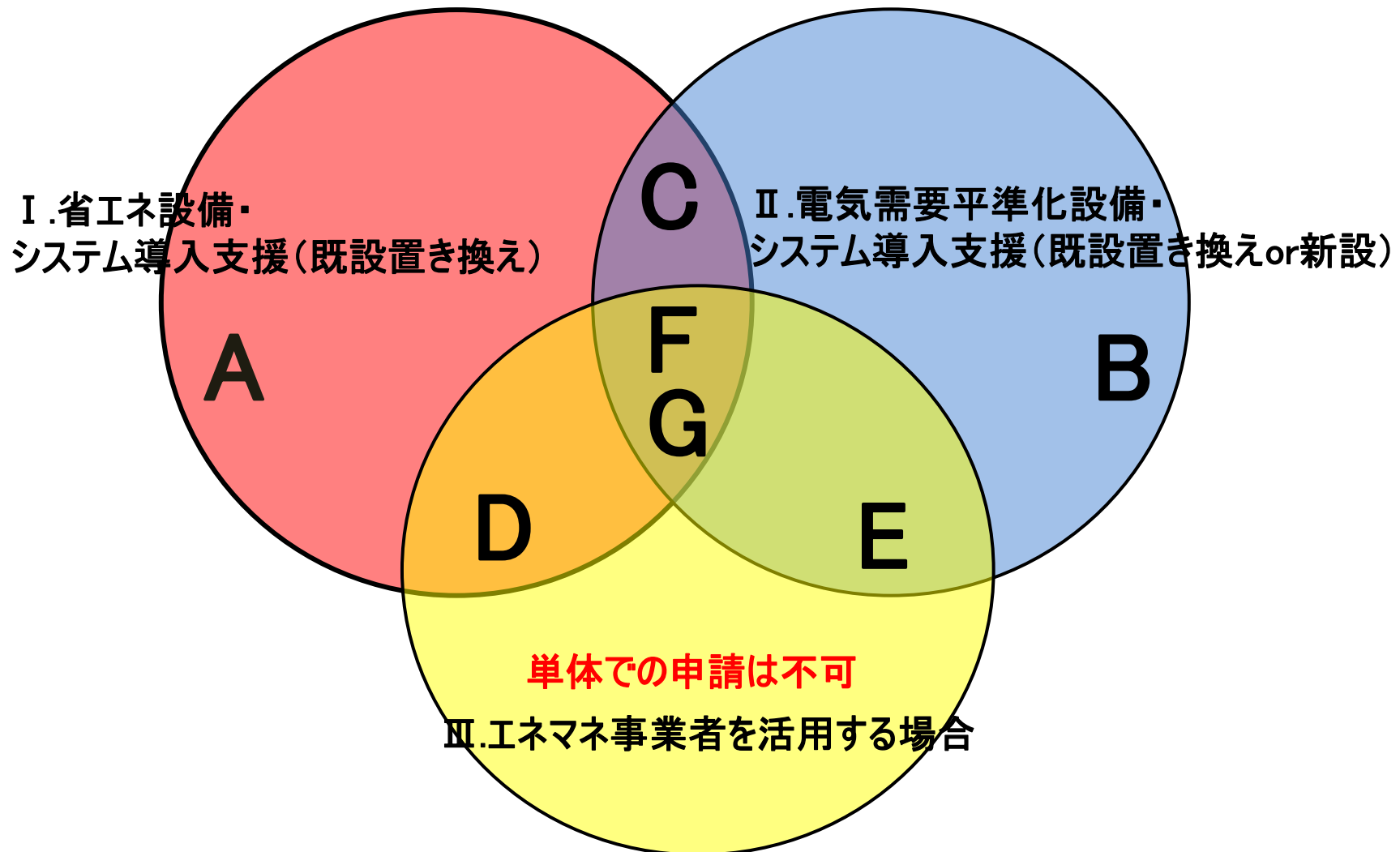
➤ 補助金申請額算定について

※3者見積りは事業実施にあたっては、必須となります。

参考見積りを取り、申請金額を算定。

- 交付決定前に3者見積り(※)を実施して良い事になっているので、申請の段階で3者見積りを行った場合は、その最低価格により申請金額を算定すること。
交付決定前に発注した場合は、補助金の対象外となるので注意。

補助対象事業の体系



補助対象事業の体系

区分 申請 パターン	《区分Ⅰ》 省エネ設備・ システム導入支援	《区分Ⅱ》 電気需要平準化 対策設備・システム 導入支援	《区分Ⅲ》 エネマネ事業者を 活用する場合	補助率		
				中小企業(個人事業主、小規模事業者を含む)又はエネルギー多消費企業		その他の事業者
				すべての事業所	FIT減免を受けた事業所	その他の事業所
A	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上			1/2以内	1/3以内	
B		ピーク削減効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千万円以上 ピーク削減効果 増エネとならないこと				
C	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上 ピーク削減効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千万円以上					
D	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上 省エネ効果 10%以上 or 1200k以上		省エネ効果 1%以上 or 500k以上	2/3以内	1/2以内	
E		ピーク削減効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千万円以上 ピーク削減効果 増エネとならないこと ピーク削減効果 50%以上 or 4500kWh以上	ピーク削減効果 5%以上 or 1900kWh以上			
F	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上 ピーク削減効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千万円以上 省エネ効果 10%以上 or 1200k以上		省エネ効果 1%以上 or 500k以上			
G	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上 ピーク削減効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千万円以上 ピーク削減効果 50%以上 or 4500kWh以上		ピーク削減効果 5%以上 or 1900kWh以上			

補助対象事業の体系

区分 申請 パターン	《区分Ⅰ》 省エネ設備・ システム導入支援	《区分Ⅱ》 電気需要平準化 対策設備・システム 導入支援	《区分Ⅲ》 エネマネ事業者を 活用する場合	補助率		
				中小企業(個人事業主、小規模事 業者を含む)又はエネルギー多消 費企業	その他の事業者	
				すべての事業所	FIT減免を受けた 事業所	その他の事業所
A	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上			1/2以内	1/3以内	
B		ピーク対策効果率 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上 ピーク対策効果 増エネとならないこと				
C	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上 ピーク対策効果率 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上					
D	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上					
E		ピーク対策効果率 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上				
F	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上 ピーク対策効果率 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上 省エネ効果 10%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上					
G	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上 ピーク対策効果率 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上 ピーク対策効果 50%以上 or 4500千kWh以上	ピーク対策効果率 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上				

A

省エネルギー率: 1%以上 or
省エネルギー量: 500kl以上 or
省エネルギー量: 200kl/千万円以上

ピーク対策効果率: 5%以上 or
ピーク対策効果量: 1,900千kWh以上 or
ピーク対策効果量: 800千kWh/千万円以上 and 増エネとならないこと。

B

補助対象事業の体系

区分 申請 パターン	《区分Ⅰ》 省エネ設備・ システム導入支援	《区分Ⅱ》 電気需要平準化 対策設備・システム 導入支援	《区分Ⅲ》 エネマネ事業者を 活用する場合	補助率		
				中小企業(個人事業主、小規模事 業者を含む)又はエネルギー多消 費企業	その他の事業者	
				すべての事業所	FIT減免を受けた 事業所	その他の事業所
A	省エネ 効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上			1/2以内	1/3以内	1/3以内
B		ピーク 対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上 ピーク 対策効果 増エネとならないこと				
C	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上					
D	省エネ 効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上 省エネ効果 10%以上 or 1200kl/千万円以上		省エネ 効果 1%以上 or 500kl以上	1/2以内	1/2以内	1/2以内
E	省エネルギー率:1%以上 or 省エネルギー量:500kl以上 or 省エネルギー量:200kl/千万円以上					
F	ピーク対策効果率:5%以上 or ピーク対策効果量:1,900千kWh以上 or ピーク対策効果量:800千kWh/千万円以上					
G	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上 ピーク対策効果 50%以上 or 4500千kWh以上		ピーク 対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上			

補助対象事業の体系

区分 申請 バ	《区分Ⅰ》 省エネ設備・ システム導入支援	《区分Ⅱ》 電気需要平準化 対策設備・システム 導入支援	《区分Ⅲ》 エネマネ事業者を 活用する場合	補助率		
				中小企業(個人事業主、小規模事業者を含む)又はエネルギー多消費企業	その他の事業者	
				すべての事業所	FIT減免を受けた事業所	その他の事業所
D	省エネルギー率: 1%以上 or 省エネルギー量: 500kl以上 or 省エネルギー量: 200kl/千万円以上					1/3以内
C	省エネ効果 100kl以上 or 200kl/千万円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千万円以上					
D	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上		省エネ効果 1%以上 or 500kl以上			
	省エネ効果 10%以上 or 1200kl以上					
E		ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千万円以上	ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上			
F	省エネ効果 1%以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千万円以上		省エネ効果 1%以上 or 500kl以上			
	省エネ効果 10%以上 or 1200kl以上					
G	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上 ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上 or 800kWh/千万円以上		ピーク対策効果 5%以上 or 1900kWh以上			
	ピーク対策効果 50%以上 or 4500kWh以上					

省エネルギー率: 10%以上 or
省エネルギー量: 1200kl以上

省エネルギー率: 1%以上 or
省エネルギー量: 500kl以上

2/3以内

1/2以内

補助対象事業の体系

区分	《区分Ⅰ》 省エネ設備・ システム導入支援	《区分Ⅱ》 電気需要平準化 対策設備・システム 導入支援	《区分Ⅲ》 エネマネ事業者を 活用する場合	補助率	
				中小企業(個人事業主、小規模事業者を含む)又はエネルギー多消費企業	その他の事業者
E				FIT減免を受けた事業所	その他の事業所
				2/3以内	1/3以内
C	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上	ピーク対策効果 5%以上 or 1,900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上	ピーク対策効果 5%以上 or 1,900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上		
D	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上	省エネ効果 10%以上 or 1200k以上	省エネ効果 1%以上 or 500k以上		
E		ピーク対策効果 5%以上 or 1,900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上	ピーク対策効果 5%以上 or 1,900千kWh以上		
F	省エネ効果 1%以上 or 500k以上 or 200k/千万円以上	ピーク対策効果 5%以上 or 1,900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上	省エネ効果 1%以上 or 500k以上		
G	省エネ効果 1%以上 or 500k以上	ピーク対策効果 5%以上 or 1,900千kWh以上	ピーク対策効果 50%以上 or 4,500千kWh以上		

ピーク対策効果率:5%以上 or
ピーク対策効果量:1,900千kWh以上 or
ピーク対策効果量:800千kWh/千万円以上 and 増エネとならないこと。

ピーク対策効果率:5%以上 or
ピーク対策効果量:1,900千kWh以上

ピーク対策効果率:50%以上 or
ピーク対策効果量:4,500千kWh以上

補助対象事業の体系

区分 申請 パターン	《区分Ⅰ》 省エネ設備・ システム導入支援	《区分Ⅱ》 電気需要平準化 対策設備・システム 導入支援	《区分Ⅲ》 エネマネ事業者を 活用する場合	補助率		
				中小企業(個人事業主、小規模事 業者を含む)又はエネルギー多消 費企業	その他の事業者	
				すべての事業所	FIT減免を受けた 事業所	その他の事業所
A	省エネ 効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上			1/2以内		1/3以内
E		省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上	ピーク 対策効果 5%以上 or 1,900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上	2/3以内		1/2以内
		ピーク 対策効果 増エネとならないこと	ピーク 対策効果 5%以上 or 1,900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上			
		ピーク対策効果 50%以上 or 4500千kWh以上				
F	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上		省エネ 効果 1%以上 or 500kl以上	2/3以内		1/2以内
	ピーク対策効果 5%以上 or 1,900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上					
G	省エネ効果 10%以上 or 1200kl以上			2/3以内		1/2以内
	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上		ピーク 対策効果 5%以上			
	ピーク対策効果 5%以上					
省エネルギー率: 10%以上 or 省エネルギー量: 1,200kl以上						

補助対象事業の体系

区分 申請 パターン	《区分Ⅰ》 省エネ設備・ システム導入支援	《区分Ⅱ》 電気需要平準化 対策設備・システム 導入支援	《区分Ⅲ》 エネマネ事業者を 活用する場合	補助率		
				中小企業(個人事業主、小規模事 業者を含む)又はエネルギー多消 費企業	その他の事業者	
				すべての事業所	FIT減免を受けた 事業所	その他の事業所
G	省エネルギー率:1%以上 or 省エネルギー量:500kl以上 or 省エネルギー量:200kl/千万円以上	ピーク対策効果率:5%以上 or ピーク対策効果量:1,900千kWh以上 or ピーク対策効果量:800千kWh/千万円以上		1/2以内		
				1/3以内		
D			省エネ効果 1%以上 or 500kl以上			
E		ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上	ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上			
		ピーク対策効果 増エネとならないこと				
		ピーク対策効果 50%以上 or 4500千kWh以上				
F		省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上	省エネ効果 1%以上 or 500kl以上			
		ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上 or 800千kWh/千万円以上				
G		省エネ効果 10%以上 or 1200kl以上				
		省エネ効果 1%以上 or 500kl以上 or 200kl/千万円以上	ピーク対策効果 5%以上 or 1900千kWh以上			
		ピーク対策効果 50%以上 or 4500千kWh以上				

ピーク対策効果率:50%以上 or
ピーク対策効果量:4,500千kWh以上

省エネ効果・ピーク対策効果

➤ 省エネルギー効果・ピーク対策効果

平成25年度のエネルギー使用量の実績に対して申請パターンごとの要件が満たされていること。

※エネルギー管理指定工場の場合は平成25年度定期報告書を使用してもよい。

既設設備と導入設備の使用量を算出・比較し、省エネルギー効果を算定すること。

省エネルギー量は年間量（ピーク対策効果については、電気需要平準化時間）で示すこと。

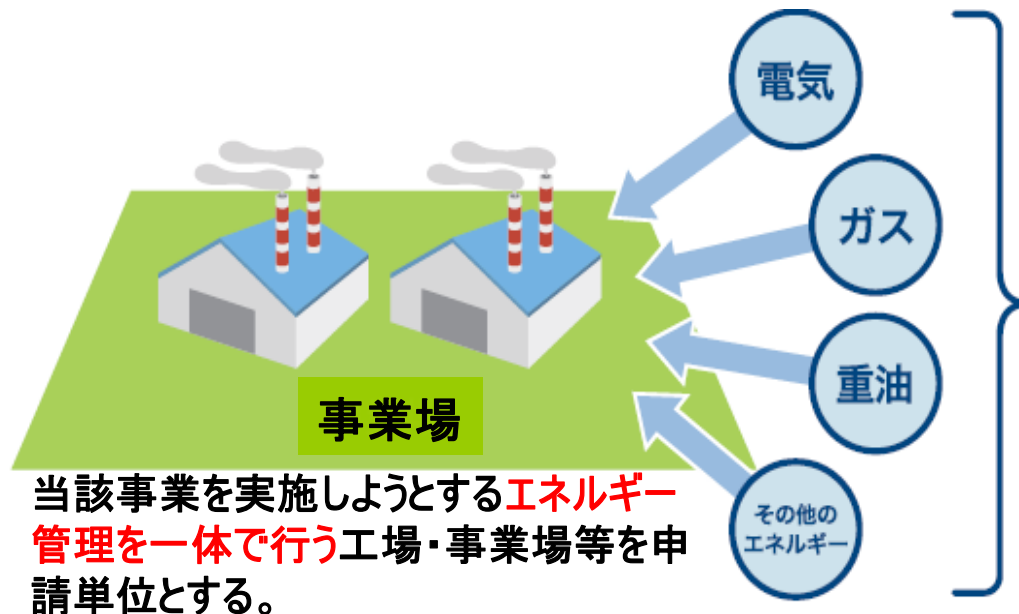
※設備の効率化ではない、運用の工夫や事業外で導入した設備の省エネルギー効果を含まないこと

区分Ⅰ.省エネ設備・システム導入支援(既設置き換え)

補助対象事業

既設設備・システムを置き換えることにより、
下記のいずれかの要件を満たす事業。

- 事業を実施する工場・事業場等全体で省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500kl(原油換算)以上となる省エネルギー事業
- 省エネルギー量が200kl(原油換算)/(補助対象経費)千万円以上となる省エネルギー事業。



エネルギーの使用量が…

工場・事業場等全体の

- ① 1%以上
- ② 500kl(原油換算)以上
- ③ 200k(原油換算)l/(補助対象経費)千万円以上

…が削減されること。

区分Ⅰ 省エネ設備・システム導入支援(既設置き換え)

補助対象設備

- ①既設設備・システムの置き換え等による省エネルギーに寄与する設備であり、下記のいずれかが確保される設備。

※導入する設備や機器の能力・出力が、置き換える使用中の既設設備や機器の能力・出力を超えてもよい。

- 工場・事業場等における**省エネルギー率が1%以上**
- 工場・事業場等における**省エネルギー量が500kl(原油換算)以上**
- 補助対象経費**1千万円当たり**の耐用年数を考慮した**省エネルギー量が200kl(原油換算)以上**

オプション等で直接省エネに寄与しない機能・設備の追加や単なる運用等の工夫等による省エネで、**設備・システム自体の高効率化ではない事業は、原則、対象外。**

既設設備の置換え等を行い**その設備のエネルギー使用量を計測する機器及びエネルギー使用量のモニター(監視)装置等**は、補助対象設備に含むことができる。(対象・対象外設備の計測が**混在する設備**は、それぞれに要した費用按分を行う等、**合理的に説明**すること。)

区分Ⅰ 省エネ設備・システム導入支援（既設置き換え）

補助対象設備

- ②原則として、導入する設備が兼用設備および将来用設備、予備設備でない。
- ③償却資産登録される設備。
- ④安全上の基準等を満たしている設備。
- ⑤エネルギー消費を抑制する目的に関係のない機能をオプション等により追加していない設備。
- ⑥「廃棄しているエネルギー（蒸気・熱等）」の再利用による省エネルギー事業の場合、現在工場・事業場等で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーの再利用によって省エネルギーを実現する設備。

区分Ⅱ.電気需要平準化対策設備・システム導入支援

補助対象事業

既設設備・システムを置き換え、製造プロセス等の改善、
一部設備・システム(※)の新設により、下記のいずれかの要件を満たす事業。

※一部設備・システムとは…

蓄電池、蓄熱システムや自家発電設備を指す(再生可能エネルギー源を用いて発電を行う発電設備を除く)。

- 事業を実施する工場・事業場等全体で**ピーク対策効果(次項より解説)**率が5%以上、又はピーク対策効果量が1900千kWh以上であり、かつ増エネとならない事業
- ピーク対策効果量が800千kWh/(補助対象経費)千万円以上であり、増エネとならない事業。



以下の場合には補助対象外のため、要注意！

- 一部設備・システムの新設と併せて、それ以外の設備の新設が伴う場合
- 建物自体の新築と併せて設備一部設備・システムを新設する場合

区分Ⅱ.電気需要平準化対策設備・システム導入支援

ピーク対策効果について

電気需要平準化時間帯(※)の電力使用量削減効果のこと。

※電気需要平準化時間帯とは…

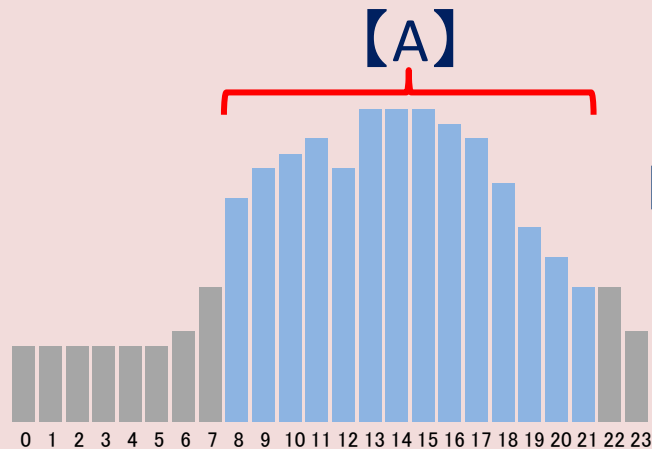
7/1～9/30、12/1～3/31の8時から22時までの時間帯。



時間帯別の電力使用量が把握できていない場合は補助対象外

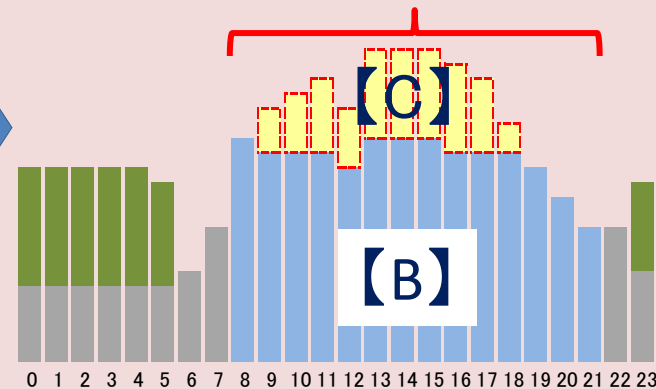
ピーク対策設備導入前

- 電気需要平準化時間帯の電力使用量 (8時～22時) 【A】
- 電気需要平準化時間帯以外の電力使用量



ピーク対策設備導入後

- 電気需要平準化時間帯の電力使用量 (8時～22時) 【B】
- 電気需要平準化時間帯以外の電力使用量
- 蓄電、蓄熱をする為に使った夜間電力
- ピーク対策効果量【C】



区分Ⅱ.電気需要平準化対策設備・システム導入支援

補助対象設備

- ①既設設備・システムの置き換え、改修、一部設備・システムの新設等により、ピーク対策効果において、下記のいずれかが確保され、また増エネとならない設備・システム。
- ①工場・事業場等における**ピーク対策効果率が5%以上**
 - ②工場・事業場等における**ピーク対策効果量が1900千kWh以上**
 - ③補助対象経費**1千万円当たり**の耐用年数を考慮した**ピーク対策効果量が800千kWh以上**

既設設備・システムの置換え、改修、一部設備・システムの新設等を行い、**その設備のエネルギー使用量を計測する機器及びエネルギー使用量のモニター（監視）装置等**は、補助対象設備に含むことができる。（対象・対象外設備の計測が**混在する設備**は、それぞれに要した費用按分を行う等、**合理的に説明**すること。）

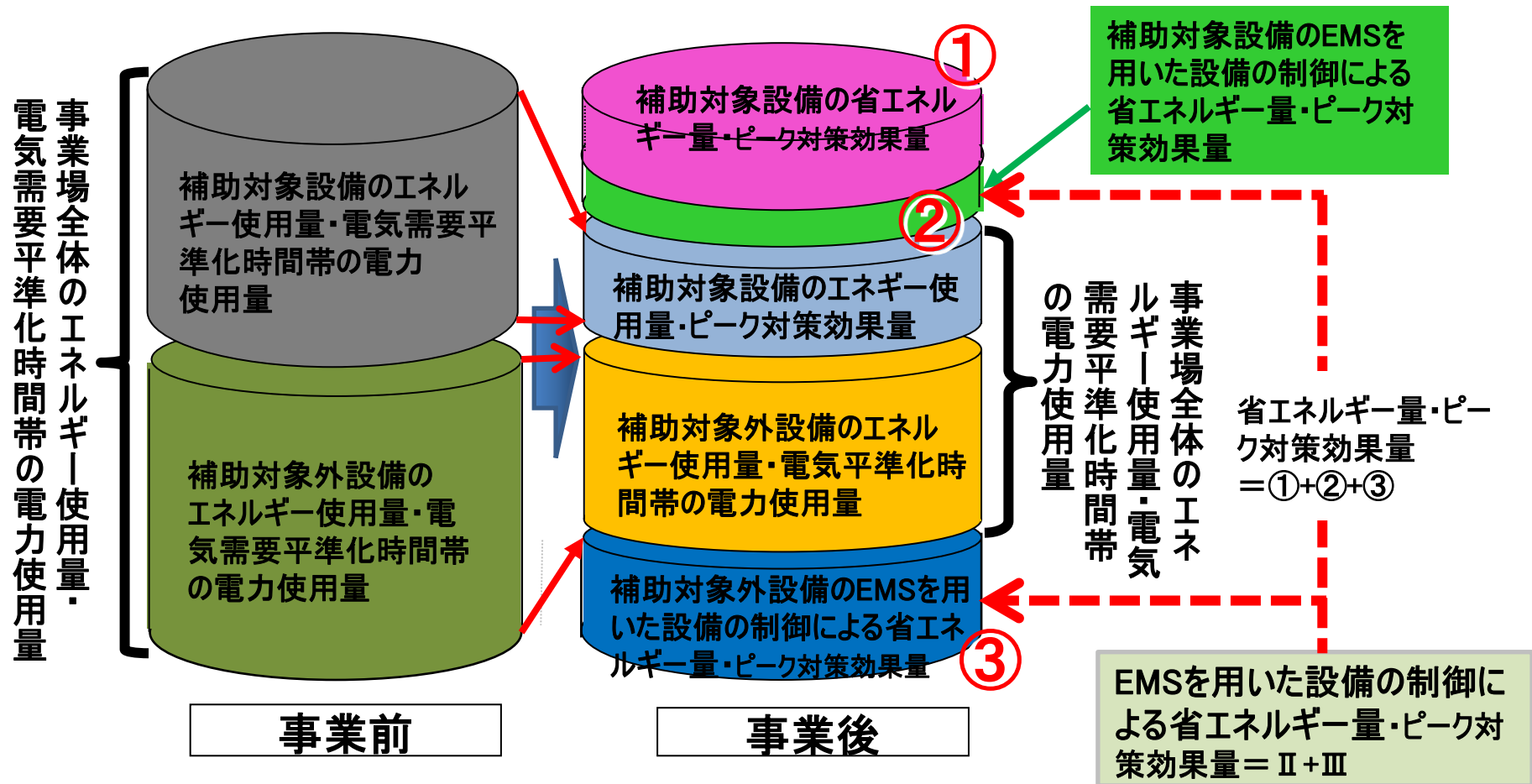
区分Ⅱ.電気需要平準化対策設備・システム導入支援

補助対象設備

- ②原則として、導入する設備が兼用設備および将来用設備、予備設備でない。
- ③償却資産登録される設備。
- ④安全上の基準等を満たしている設備。
- ⑤エネルギー消費を抑制する目的に関係のない機能をオプション等により追加していない設備。

区分Ⅲ.エネマネ事業者を活用する場合

補助対象事業(導入効果の考え方)



区分Ⅲ.エネマネ事業者を活用する場合

補助対象事業

《区分Ⅲ共通》

- 区分Ⅰ、Ⅱの事業とともに、エネマネ事業者がエネルギー管理支援サービス(※1)を実施するために、SIIが指定する機能要件を満たすものとして事前に登録されたEMS(※2)を設置

※EMSの設置については、必ずしも新設する必要はなく、すでに設置済みのシステム・機器を流用・回収しても構わないこととする。ただし、SIIに本公募で登録されているシステム・機器であり、要件を満たすこと。

EMS導入のみの申請は不可。

エネマネ事業者が複数社でコンソーシアムを形成している場合、登録したシステム・機器を共有し、提供することができる。

(※1)工場・事業場等のエネルギー使用機器を管理し、エネルギーの見えるかと併せて、設備を制御し、エネルギー使用量の最適化と提言を図るシステムを言う。

(※2)導入されたEMSの管理データをリアルタイムで収集し、ベンチマーク等のエネルギー分析を行い、さらなる省エネの余地を見つけ出し、顧客のエネルギーコストの削減を支援するサービスを言う。

区分Ⅲ.エネマネ事業者を活用する場合

補助対象事業

以降の**全て**の要件を満たす事業。

《区分Ⅲ共通》

- エネマネ事業者との間で、3年以上のエネルギー管理支援サービス契約を締結する。

※エネルギー管理支援サービス契約及びEMS導入契約は、同一のエネマネ事業者と締結すること。

同一コンソーシアムの場合でも、エネルギー管理支援サービス契約及びEMS導入契約の締結先エネマネ事業者は同一である必要がある。

区分Ⅲ.エネマネ事業者を活用する場合

補助対象事業

《区分Ⅰの事業に対してエネマネ事業者を活用する場合》

- 区分Ⅰの要件を満たす。
- 工場・事業場等において、『EMSを用いた設備』の制御のみによる省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500kl(原油換算)以上であること。
※補助対象外設備に対する『EMSを用いた設備』の制御による省エネルギー効果も含めて良い
- 工場・事業場等において、下記3点による**全体**(※)での省エネルギー率が10%以上、又は省エネルギー量が1200kl(原油換算)以上であること。
 - ①既設設備・システムの置き換え
 - ②製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等
 - ③EMSを用いた設備の制御
 ※申請パターンDの場合：①と③の全体での省エネ効果
 申請パターンFの場合：①～③の全体での省エネ効果

※事業から1年後の省エネルギー実績及びピーク対策実績が計画値に対して未達の場合は、支払済みの補助金の返還、エネマネ事業者登録の解除となる場合がある。

区分Ⅲ.エネマネ事業者を活用する場合

補助対象事業

《区分Ⅱの事業に対してエネマネ事業者を活用する場合》

- 区分Ⅱの要件を満たす。
- 工場・事業場等において、『EMSを用いた設備』の制御のみによるピーク対策効果率が5%以上、又はピーク対策効果量が1900千kWh(原油換算)以上であること。
※補助対象外設備に対する『EMSを用いた設備』の制御による省エネルギー効果も含めて良い
- 工場・事業場等において、下記3点による**全体**(※)でのピーク対策効果率が50%以上、又はピーク対策効果量が4500kWh(原油換算)以上であること。
 - ①既設設備・システムの置き換え
 - ②製造プロセスの改善等の改修、又は一部設備・システムの新設等
 - ③EMSを用いた設備の制御

※申請パターンEの場合：②と③の全体での省エネ効果
申請パターンGの場合：①～③の全体での省エネ効果

※事業から1年後の省エネルギー実績及びピーク対策実績が計画値に対して未達の場合は、支払済みの補助金の返還、エネマネ事業者登録の解除となる場合がある。

区分Ⅲ.エネマネ事業者を活用する場合

補助対象事業

《区分Ⅰ+区分Ⅱの事業に対してエネマネ事業者を活用する場合》

- 区分Ⅰ・区分Ⅱのそれぞれの要件を、区分Ⅰ・区分Ⅱの合算で満たす。
 - 下記の要件を満たす。
工場・事業場等において、
 - ①申請パターンFの場合：『EMSを用いた設備』の制御のみによる省エネルギー率が1%以上、又は省エネルギー量が500kl（原油換算）以上であること。
 - ②申請パターンGの場合：『EMSを用いた設備』の制御のみによるピーク対策効果率が5%以上、又はピーク対策効果量が1900千kWh（原油換算）以上であること。
- ※補助対象外設備に対する『EMSを用いた設備』の制御による省エネルギー効果も含めて良い

※事業から1年後の省エネルギー実績及びピーク対策実績が計画値に対して未達の場合は、支払済みの補助金の返還、エネマネ事業者登録の解除となる場合がある。

区分Ⅲ.エネマネ事業者を活用する場合

補助対象設備

- ①エネマネ事業者が提供するエネルギー管理支援サービス等の実施のために必要不可欠なシステム・機器で、予めSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているもの。

計測については、区分Ⅰ・Ⅱの補助対象設備、EMSによる制御対象設備について計測するものを補助対象とすることができる。

制御については、省エネルギー効果・ピーク対策効果が発生するものを制御する場合は補助対象とすることができる。

対象・対象外設備の計測・制御が混在する場合は、それぞれに要した費用按分を行う等、合理的に説明すること。

10. 区分Ⅲ.エネマネ事業者を活用する場合

補助対象設備

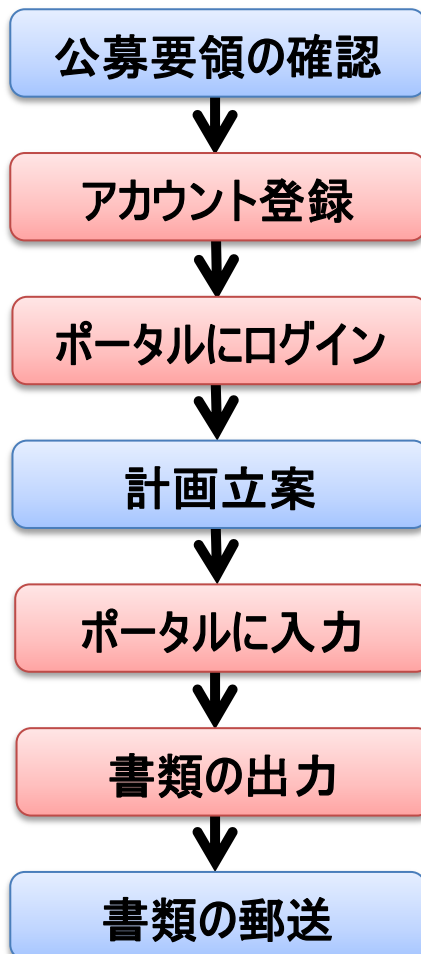
②償却資産登録される設備（固定資産等として登録される設備）であること

③安全上の基準等を満たしている設備であること。

④補助対象となる設備・システムの最長の処分制限期間（法定耐用年数の間）、適切に管理されること。

事業の実施

交付申請



申請者はSIIホームページにてアカウント登録した後、補助事業ポータル(Web)にて必要事項の入力を行うとともに、作成した申請書類をSIIに郵送する。

補助事業ポータルについてはP.62を参照

事業の実施

審査

- 1.SIIは、申請事業内容等について以下（審査項目・評価項目）の項目に従って審査を行う。（必要に応じて申請者へのヒアリング実施）。
- 2.更にSII内に設置した学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される審査委員会の審査結果を踏まえ採択者を決定する。

【審査項目】

- 補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- 補助事業の全体計画（資金調達計画、工事計画等）が適切であり、事業の確実性、継続性が十分である（直近3年分の財務状況を勘案）と見込まれること。
- 補助事業に要する経費（設計費、設備費、工事費、諸経費）は、当該補助事業と同程度の規模、性能を有する類似の事業の標準価格、工事業者等の参考見積等を参考として算定されているものであること。

事業の実施

審査

【評価項目】

➤ 省エネルギー効果及びピーク対策効果

- ・申請単位に対する補助事業による省エネルギー量（省エネルギー率）、ピーク対策効果量（ピーク対策効果率）。※

➤ 費用対効果

- ・補助対象経費1千万円当たりの耐用年数を考慮した原油削減量又は電気需要平準化時間帯の電力使用削減量。

➤ 技術の先端性

- ※ 申請パターンA,Dについては、ピーク対策効果についての記載は任意とするが、省エネルギー効果に加えてピーク対策効果も評価することとする（この場合必達となる）。また、申請パターンB,Eについては、ピーク対策効果に加えて省エネルギー効果も評価する。

 次項へ

事業の実施

審査

※ ISO50001の認証を取得している事業者であって、ISO50001に基づく行動計画の実効性を高めるための省エネルギー事業と認められる場合も含む。

【評価項目】

➤ **政策的意義**：下記の重点支援事業に該当するか否かを審査する。

- ・平成27年7月末までに発注が行われる事業
- ・中小企業の省エネルギー事業
- ・申請者が省エネルギー又はCO2削減の数値目標を明確にした環境自主行動計画を公表しており、当該行動計画の実効性を高めるための省エネルギー事業
- ・省エネ法に規定する中長期計画の実効性を高めるための省エネルギー事業（※）
- ・エネルギー多消費企業の省エネルギー事業
- ・FIT減免認定を受けた事業場の省エネルギー事業
- ・工場・事業場等の電力使用量を10%以上削減する節電に資する事業。

【留意事項】

- 選定に当たり、申請が多数の場合は、公募予算額の範囲でなるべく多くの事業者、事業分野を採択する観点から、事業者、類似案件の絞込みを行うことがある。
- 投資回収年数が3年以上の事業を優先的に採択する。

事業の実施

補助事業の開始

- 事業開始日は、SIIの交付決定日とする。
- 発注は交付決定後とする。
但し、3者以上の見積依頼・競争入札(※)については、公募開始後から交付決定前の実施も有効とする。

※ 見積依頼・競争入札については、次項参照

事業の実施

補助事業の開始

※【見積依頼・競争入札等の留意点】

- ① 発注内容を明確にした依頼仕様書を作成し、以下に留意して見積書入手する。
 - ・補助対象と補助対象外が明確に記載されていること。
 - ・見積書には、見積り依頼仕様書と同じ、納期、支払条件、工事名称等が記載されて、見積り提出期限が守られていること。
- ② **特命発注が必要な場合**は以下により合理的な説明を行う。
 - ・特命理由
補助対象設備を取り扱う業者がなぜ1社しかいないのか、他の設備ではなぜ対応できないのか等を明記のこと
 - ・価格の妥当性
過去の事例や同類設備の価格等より提示すること

事業の実施

補助事業の完了について

- 補助事業に係る全ての支払いが完了した時点を以て、補助事業の完了とする
- 事業完了の期限は、原則平成28年1月29日までとする

実績報告

- 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内または、平成28年3月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（原則として1ヶ月程度の省エネルギー実績データを盛り込むこと。）をSIIに提出すること。

事業の実施

確定検査

実績報告に基づき書類審査を行うと共に必要に応じて現地で検査を実施する。

- 金額の妥当性
- 購買等の手続き
- 設備自体
- 設置状況
- 稼働状況
- 省エネルギーの達成見込み

等を確認する。

事業の実施

補助金の支払い

補助事業者は、補助金の確定後、精算払請求書をSIIに提出する。

SIIは、精算払請求書の受領後、補助事業者に補助金を交付する。

※3月末までに支払を行う。

事業の実施

補助金の支払い以降

【財産等の管理について】

- 補助事業の完了後においても補助事業者は、補助事業により取得した財産について法定耐用年数の間、実施計画書に基づく省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 取得財産等を法定耐用年数期間内に処分しようとするときは、予めSIIの承認を受けなければならない。

事業の実施

補助金の支払い以降

【省エネルギー量の成果報告について】

補助事業者は事業終了後1年間のデータを取得し、データ取得完了後90日以内に補助事業の内容及び成果をSIIに報告。

- 事業から1年後の省エネルギー実績及びピーク対策実績が計画値に対して未達の場合は、支払い済み補助金の返還、エネマネ事業者登録の解除となる場合がある。
- SIIが必要と認めたものについてはその内容を公表する場合がある。
- 経済産業省又はSIIから、省エネルギー量や運用実績などの調査依頼があった場合、可能な限り協力をする事。

事業の実施

補助金の返還、取り消し、罰則等について

➤ 補助事業者による事業内容の**虚偽申請**、補助金等の**重複受給**、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規定及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられる。

- ・ 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付
- ・ 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- ・ 補助事業者等の名称及び不正の内容の公表。

事業の実施

報告・連絡・相談

事業者は、申請後申請内容等に係る変更（事業内容、代表者、住所等）が発生する見込みとなった場合や、補助事業の遂行が困難となる見込みとなった場合等、独自に判断せず、**速やかにその内容をSIIに必ず相談すること。**

補足資料

交付申請書作成の手引き

交付申請書作成の手引き 別冊（補助事業ポータルについて）

交付申請書作成の手引き 別冊（省エネルギー計算について）

平成26年度補正

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金
(最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業(A類型))
(地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業(B類型))

A類型・B類型の事業比較

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金

事業について

本補助金には2つの事業が含まれています。
検討している省エネルギー事業の内容を勘案して、補助事業を選択してください。

最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業（A類型）

最新モデルかつ、一代前のモデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能が向上していることが確認できる機器等に対して補助を行う。

地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業（B類型）

工場・オフィス・店舗等の省エネや電力ピーク対策、エネルギーマネジメントに役立つ設備等の改修・更新が対象。省エネ効果を事業所単位で達成できる事業に対して補助を行う。

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金

各事業のポイント

最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業（A類型）

- 性能証明書が発行された機器等を導入する事業である為、B類型の申請で必要とされる省エネ計算や様式などの一部が省略できる。
- 補助対象経費は「補助対象機器の購入費」のみ。

地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業（B類型）

- 補助対象経費は「設計費」「設備費」「工事費」等が含まれる。
- 既設設備の置き換え等を対象にし、補助事業終了後に成果報告が必要

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金

A類型とB類型の比較

	最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業 (A類型)	地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業 (B類型)
補助対象者	事業を営んでいる法人及び個人事業主	事業を営んでいる法人及び個人事業主
補助対象経費	補助対象機器等の購入費のみ	設計費・設備費・工事費等
補助率	1／3以内(中小企業、エネルギー多消費企業は1／2以内)	通常事業 1／3以内(中小企業、エネルギー多消費企業は1／2以内) エネマネ事業者を活用する場合 1／2以内(中小企業、エネルギー多消費企業は2／3以内)
補助金上限・下限	上限:1.5億円(1事業者あたり) 下限:50万円(1事業所あたり) ※1事業者につき申請は1回まで。	上限:50億円(1申請あたり) 下限:100万円(1申請あたり)
省エネに関する要件	最新モデルかつ、一代前のモデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能の向上が確認できる機器等。	工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修等により、一定以上の省エネ効果等が確認できること。 ※申請パターン毎の省エネ効果等の詳細は、P.7「申請パターン」を参照のこと。
申請スキーム	随時申請、随時採択	一定の申請期間後、一括で採択発表
申請から採択までの期間(目安)	約2～4週間(申請状況により異なる)	公募締切後、約2ヵ月
事業期間	単年度	単年度
エネマネ事業者の活用	活用できない	活用できる
SIIに登録された証明書発行団体の性能証明書	必要	不要

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金

➤ 申請における留意点

同一事業所においてA類型とB類型の両事業への申請は不可

『エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）』との併用は不可

導入しようとする設備について、『生産性向上設備投資促進税制』を利用する場合は、本補助金の交付を受けることはできない。